

第二章 文化振興基本計画

第7条 知事は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 文化の振興に関する基本構想
- 二 県民の文化活動の促進に関する事項
- 三 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充に関する事項
- 四 伝統文化の継承及び発展に関する事項
- 五 生活文化の充実にに関する事項
- 六 文化の交流の推進に関する事項
- 七 青少年の文化活動の促進に関する事項
- 八 文化活動を行う拠点の機能の充実にに関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する事項

3 知事は、文化振興基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県文化振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第三章 福島県文化振興審議会

（設置及び権限）

第8条 知事の附属機関として、福島県文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、文化の振興に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第9条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第10条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。